

2020年5月8日

(2020年6月25日改訂)

(2021年4月23日改訂)

一般社団法人 日本複合カフェ協会
(JCCA)

複合カフェ業界における

新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

インターネットカフェおよび漫画喫茶を含む複合カフェ業界では、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)における別添「『新しい生活様式』の実践例」を参考に、新型コロナウイルス感染症感染拡大の予防に向け、本ガイドラインを定めることとする。

1. 店舗における感染予防対策

店舗には多数の利用客が訪れることから、店舗の規模や提供サービスなどの実情に応じた効果的な対策を実施することにより、「三つの密」を避け、店舗における利用客及び従業員への感染拡大のリスクを下げるのが重要となる。

このため、各事業者においては、店舗の実情に応じ、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることにより、店舗における感染予防策の充実を図り、利用客や従業員の安全・安心を確保した上で事業を継続していくことが求められる。

(1) 利用者の本人確認

- ・ 利用者の安全と不測の事態に備え、利用にあたっての本人確認を必ず行う。ただし、個人情報の開示については法律に基づく十分な配慮を行うこととする。
- ✓ 利用者の氏名、住所、連絡先、年齢等の記載、保管を行う。
- ✓ JCCA 加盟店においては、すでに導入されている会員制の運用によって行う。

(2) 換気の徹底

- ・ 店内が換気の悪い密閉空間となることを避けるため、以下のような取組を行う。
- ✓ 換気設備を適切に運転・管理し、室内の換気に努める。
- ✓ 1時間に1回5分以上程度を目標に窓やドアを定期的に開放する。

(3) 社会的距離の確保

- ・ 店内外において対人距離を確保するため、店舗の規模等に応じて以下のような取組を行う。

- ✓ 店内での滞在に際し、利用客に対し掲示・アナウンスの実施などにより対人距離の確保を促す。
- ✓ また、レジ前等で利用客が列に並ぶ際には、床に目印を付すことや掲示・アナウンスの実施などにより対人距離の確保を促す。

(4) 清掃・消毒

- ・ 通常の清掃に加え、店内の消毒等に関し以下のような取組を行う。
- ✓ 従業員及び利用客のための手指の消毒設備を入口及び施設内に必要に応じ設置。
- ✓ トイレについては感染リスクが高いことを考慮し、次亜塩素酸等の消毒液を散布（少なくとも4時間毎）するなど消毒を行うとともに、ハンドドライヤーやジェットタオルはメンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃を行う。
- ✓ 特にドリンクバー、シャワールーム、完全個室、ファミリー・カラオケルーム、喫煙専用室、厨房、休憩室等は利用頻度が高い箇所であるため、トイレと同様次亜塩素酸等の消毒液を散布（少なくとも4時間毎）する。
➡次亜塩素酸の濃度は保健所の指針により0.1%を推奨。
- ✓ また、他者と共有することとなるマウス、キーボード、机上、椅子、ブース内、完全個室壁内、ドアノブ、ひざ掛け、ハンガー等の手が触れる箇所については特に注意を払い利用客が変わる都度消毒を行う。
- ✓ ゴミの廃棄について、鼻水・唾液などが付いたごみはビニール袋に入れて密閉して縛るほか、ゴミを回収する人はマスクや極力ビニール手袋を着用し、マスクやビニール手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(5) 接触感染・飛沫感染の防止

- ・ 従業員と利用客の接触機会を減らし、飛沫感染を防止するため以下のような取組を行う。
- ✓ レジ前に透明間仕切りを設ける。
- ✓ レジにおいてコイントレーでの現金受渡を励行する。
- ✓ キャッシュレスなど対人接触を避けた決済の利用を促進する。
- ✓ 従業員によるマスクの着用や、必要に応じビニール手袋の着用やこまめな手洗いを励行する。
- ✓ 従業員が対面による商品案内やサービスを行う際には、感染予防の観点から、利用客との十分な対人距離を確保するとともに、マスクの着用等による必要な感染予防の措置を行う。

(6) 店舗内密集の緩和

- ・ 店舗の規模や立地条件などの実情に応じ、店内の人の密集を避けるため個室ブースや仕切り形状の工夫をした上で、以下のような取組を行う。
- ✓ 可能な限り隣り合わない席を利用してもらうため、入店時に隣が空いている席の案内等を行う。
- ✓ 複数利用が想定されるサービスについては、一人または少人数に限るよう努める。

(7) 店舗入店時の利用客に対する依頼

- ・ 利用客の店舗への入店に際しては、感染拡大のリスクをできる限り下げること及び万が一感染が発生した場合に備え、掲示・アナウンスの実施などにより利用客に対し以下のような事項を依頼する。
- ✓ 利用客の入店時のマスクの着用や手指の消毒などの実施。
- ✓ 発熱その他の感冒様症状を呈している者の入場の自粛。
- ✓ 咳などの症状が継続するなど体調不良が見受けられる場合の退店。そのため、入店時に同意書などへの記載も検討する。
- ✓ 不測の事態に備えた本人確認の実施。

2. 従業員の感染予防・健康管理

店舗の事業継続を確保するとともに、店舗における感染拡大予防を確かなものとするためには、従業員の感染予防と健康管理の実施がそのための基礎となることから、各事業者においては、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることにより、従業員の健康と安全・安心の確保に努めることが求められる。

(1) 新型コロナウイルス感染予防に関する基本的知識等の周知徹底

- ・ 従業員に対し、新型コロナウイルス感染予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底させるため必要な指導・教育を行う。

(2) 従業員への飛沫感染と接触感染の防止

- ・ 従業員によるマスクの着用や、必要に応じビニール手袋の着用やこまめな手洗いを励行することにより、飛沫感染と接触感染の防止を図る。
- ✓ 休憩室のこまめな換気。
- ✓ 共有する物品のこまめな消毒。

(3) 対人距離の確保

- ・ 従業員が業務において他の従業員や利用客との対人距離を確保できるよう、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導する。

(4) その他、従業員に対する感染予防・健康管理に関する指導等

- ・ 職場において、従業員の日々の健康状態の把握に配慮する。また、従業員に対し、以下のような指導を行う。
- ✓ 咳エチケットの徹底。
- ✓ 従業員による体温の測定と記録の実施。
- ✓ 発熱などの症状がある場合は店舗責任者への連絡と自宅待機の徹底。
- ✓ 従業員から次の症状が申告された場合は、新型コロナウイルス感染症の受診目安を確認し適切な医療機関で受診を促す。

- ➡風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさ、胸の痛み等の症状がある場合
- ✓ 出勤時、トイレ使用后、清掃業務後における手洗い、手指の消毒。

3. 利用客への情報発信

店舗営業における安全・安心を確保するためには、店舗及び従業員による適切な対応だけでなく、利用客による「新しい生活様式」への理解と行動変容が不可欠となるため、一般消費者に対し「新しい生活様式」を踏まえた利用客行動を訴求する観点から、利用客の店舗利用エチケットに係る行動に関する以下の事項について、事業者及び業界を挙げて情報発信に取り組むことが必要となる。

(1) 対人距離の確保及び混雑緩和に係る理解促進

- ・ 店舗内外においては他の利用客及び従業員との一定の対人距離を確保すること。
- ・ 店内レジでは間隔を空けて並ぶこと。
- ・ 1人又は少人数での入店すること。

(2) 感染防止対策への理解促進

- ・ 入店時にはマスクを着用すること。
- ・ 消毒液が備え付けられている際には手指を消毒すること。
- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 発熱その他の感冒様症状を呈している者は入店を自粛すること。

(3) サービスの低下に対する理解促進

- ・ 店舗においては、感染予防（従業員の対人距離確保、飛沫対策等）の観点から、接客対応やサービス水準が一定程度低下する可能性があることについて予め理解すること。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の感染拡大の動向、ウイルスに関する知見等に関する専門家の助言等を踏まえ、今後見直すこととする。

以 上